

伊 監 第 7 1 号
平成 30 年 6 月 19 日
(2018 年)

様

伊丹市監査委員 寺田 茂晴

伊丹市監査委員 杉 一

定期監査（フォローアップ）結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、前回の随時監査の指摘事項に対する措置状況について実施した監査の結果は、次のとおりでした。

同条第9項の規定に基づき提出いたします。

<監査の対象>

「契約事務における再委託及び個人情報保護に関すること（公営企業における事務を除く）」について、内部統制を所管する、下記の部局

総務部	総務室	総務課、契約・検査課、情報管理課
-----	-----	------------------

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査(フォローアップ)(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

第2 監査の対象

本市の監査結果において指摘を行う事項については、監査リスクの観点から分類し、初歩的な誤りで改めるべきものは口頭で指導を行い、改善を要するものについては文書による指摘を行い、その各々について改善措置の報告を受けています。

改善措置については、すぐに改善できるものと対応に時間を要するものがあるため、原則として監査実施2年以内の年度において、指摘事項に対する措置状況を確認し、改善が認められない事項については改善への取組みを促し、監査の実効性を高めることを目的として計画的にフォローアップ監査を実施しています。

本監査は、平成28(2016)年度に随時監査を実施した、「契約事務における再委託及び個人情報保護に関すること(公営企業における事務を除く)」について、内部統制を所管する、下記の部局を対象として、監査を実施しました。

総務部 総務室 総務課、契約・検査課、情報管理課

第3 監査の着眼点

所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

① 委託等契約事務における再委託について	下記の点について、内部統制が構築されているか。 ・全部又は主要な部分が再委託されていないか。 ・契約書に再委託の禁止について明記されているか。その内容に不備はないか。 ・再委託を許可している場合、申請・承諾手続に不備はないか。
② 委託等契約事務における個人情報保護について	下記の点について、内部統制が構築されているか。 ・契約書に、委託先が講じるべき個人情報保護対策について明記されているか。その内容に不備はないか。 ・契約書を省略している場合、委託先が講じるべき個人情報保護対策が、文書等で明示されているか。 ・再委託を実施する場合、契約書等に、再委託先が講じるべき個人情報保護対策について明記されているか。その内容に不備はないか。 ・リースによる情報システムの導入等、賃貸借契約の契約先以外に開発・導入等に関与する第三者が存在する場合、その第三者が講じるべき個人情報保護対策が、文書等で明示されているか。

なお、監査対象ごとに、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮し、監査を実施しました。

第4 監査の主な実施内容

本監査の実施に当たっては、前回監査の指摘事項に対する措置状況の報告を受け、関係帳簿及び書類の提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて関係職員より事情を聴取し、あるいは監査対象部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準に則り、公正妥当な監査方法により実施しました。

第5 監査の日程

平成30年(2018年)4月4日～平成30年(2018年)5月28日

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象とした指摘事項に対する措置状況は、以下に示すとおりです。おおむね改善が図られていると認めました。

I 前回指摘事項の改善状況

<総括>

区 分	調査 件数	結 果			
		改善 済み	改善 見込み	改善 に向け 取組中	未措置
総務課、契約・検査課、情報管理課	2	2	0	0	0
契約・検査課	2	2	0	0	0
合 計	4	4	0	0	0

<フォローアップ監査調査表>

[総務課、契約・検査課、情報管理課]

1 個人情報保護対策への対応について

(1) 契約書に明記する個人情報保護対策について

前 回 指 摘
<p>個人情報を取り扱う委託業務 127 件のうち、契約書に個人情報対策を具体的に示しているものが 65 件、個人情報保護条例の遵守等は記載されているものの対策を具体的に示していないものが 30 件、該当条項がないものが 25 件、契約書を省略しているものが 7 件ありました。</p> <p>また、対策を具体的に示していないものと該当条項がないもの合計 55 件のうち、再委託を可能とする旨が条項で規定されているものが 1 件、再委託に関する条項がないものが 38 件ありました。</p> <p>伊丹市個人情報保護条例第 11 条に個人情報取扱事務を委託するときは個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない旨規定されています。総務課では、この「必要な措置」について具体的な項目が必要と判断していますが、これまでにその内容を周知していません。</p> <p>一方、情報管理課では、契約書に個人情報の取扱について記載すべき内容を個人情報取扱特記事項として作成しています。平成 28 年 4 月に改正された伊丹市情報セキュリティポリシー（以下、「セキュリティポリシー」という。）に対応するため、この特記事項を改正し、平成 28 年 12 月 20 日付けで庁内 LAN により周知しました。この特記事項では、再委託を行う場合は、一般的な再委託に関する項目に加え、再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容や再委託の相手方の監督方法も含め、書面にて提出し、市の承諾を受けなければならないとされています。</p> <p>しかし、セキュリティポリシーは、情報システムで取扱う個人情報（情報資産）を対象としているため、情報資産以外の個人情報を取り扱う規定等は存在していません。これらの情報資産以外の個人情報には、市民が市に提出した手書きの申請書等も含まれるため、取扱いには特に注意を払う必要があります。</p> <p>また、契約・検査課では、委託業務の契約用に契約書様式を作成し、庁内 LAN により周知しています。この様式の条項では、個人情報保護対策は「秘密の保持等」として記載され、伊丹市個人情報保護条例の遵守のみが義務づけられています。</p> <p>現在、本市が委託を行う際に使用している契約書は、契約・検査課が作成した様式を使用したもの、担当課が作成したもの、受託者が作成したものに大別することができます。その結果、契約書に定められた個人情報保護対策の内容が統一されていません。</p>

<p>今後、それぞれの規定を所管している総務室（総務課、情報管理課、契約検査課）で調整し、全庁的に個人情報の保護に関して必要な措置を明記した契約書が締結できるよう、様式の改定及びチェックリストの作成など、必要な措置を講じてください。</p>
<p>監査調査報告</p>
<p><改善済み> 平成 30(2018)年 3 月に伊丹市個人情報取扱事務委託基準が策定され、個人情報取扱事務を委託する際に講ずべき措置が具体化されるとともに、契約書等に添付できる個人情報取扱特記事項が明文化され、庁内に周知されていることを確認しました。</p>

(2) 再委託における個人情報保護対策について

<p>前回指摘</p>
<p>個人情報を取り扱う委託業務 127 件のうち、再委託を行っているとは回答された委託業務が 53 件ありましたが、そのうち、2 件は業務の内容から再委託に該当しないと判断しました。それ以外の 51 件のうち、再委託申請が行われていないものが 8 件、口頭によって申請を受けているものが 6 件ありました。</p> <p>これらの合計 14 件のうち、2 件は、契約時点で再委託の体制を確認・了承しているとともに、契約書に再委託した場合の再委託先の個人情報保護対策が具体的に記載されているため、申請という形式をとっていなくても、再委託の状況を把握できており、書面による再委託申請がなされたのと同等の状況となっていると判断しました。これらを除く 12 件は、社会福祉協議会等関係団体への委託でした。</p> <p>平成 28 年 4 月に改正されたセキュリティポリシーによれば、特定個人情報を扱う業務又はネットワーク及び情報システムの開発、保守並びに運用管理等の委託業務について再委託を受ける事業者がある場合、委託内容に応じた情報セキュリティ対策の実施が確保されることを確認した上で、再委託を承諾しなければならないとされています。また、総務課は、上記以外の個人情報取扱事務を委託する際にも、同様の事項の遵守を求めるという見解を示しています。</p> <p>従って、個人情報を取り扱う業務を再委託している場合は、関係団体との委託契約についても、書面による再委託申請を受けて審査を行うか、契約締結時に仕様書等で施行体制を確認し、個人情報保護対策を確認する必要があります。</p> <p>総務室の各所管課で調整し、情報資産以外の個人情報も含め、個人情報を取り扱う委託契約に関する事務の再委託について、申請時に必要な書類や審査の方法、基準等を明らかにし、適切な執行を図ってください。</p>
<p>監査調査報告</p>
<p><改善済み> 平成 30(2018)年 3 月に伊丹市個人情報取扱事務委託基準を策定するのと合わせて、情報資産を含まない契約についても対応可能な個人情報取扱特記事項に関する様式（再委託承認申請書、再委託承諾書等）が整備されていることを確認しました。また、同年 4 月に改正された伊丹市随意契約ガイドラインにおいても、個人情報を取り扱う業務に関する注意事項が追加され、庁内に周知されていることを確認しました。</p>

[契約・検査課]

1 契約事務における再委託について

(1) 主要な部分の再委託について

前回指摘

再委託を行っているとは回答された委託業務 84 件のうち 2 件は業務の内容から再委託に該当しないと判断しました。それ以外の 82 件のうち、調査票において全部又は半分以上の部分を委託していると回答されたものが 37 件、不明と回答されたものが 13 件ありました。これらの合計 50 件のうち、44 件は下記理由のいずれかに該当するため、随契ガイドラインで禁止されている主要な部分の再委託にはあたらないと判断しました。

- ① グループ会社等で業務を分担している。
- ② 受託者が実行委員会等関係団体であり、業務の主要な部分は受託者が担っていることが明らかである。
- ③ 委託の目的が複数の業務によって成り立つ業務であり、受託者の指揮、監督、検査のもとに複数の業者に再委託している。
- ④ 決裁や契約書、再委託申請の内容より、主要な部分以外の再委託であると判断できる。

これらを除く 6 件については、再委託の範囲が委託業務の主要な部分に該当しないことが、申請時の書面では確認できず、再委託の承諾に際して、十分な審査が行われていないことが判明しました。

再委託の承諾にあたっては、委託業務のうち、再委託すべきでない主要な部分を把握し、再委託申請の内容がこれに該当するかどうかを判断することが重要です。主要な部分に該当するかどうか判断しにくい場合は、再委託の業務量や再委託金額等を総合的に勘案して判断することとなります。

このような状況となっていることの原因は、一括再委託の定義や再委託の承諾基準等が明確にされていないことにあると考えます。

契約・検査課においては、一括再委託の定義、再委託を承諾する際の判断基準等を明らかにし、委託契約に関する事務の適切な執行を確保するための措置を講じてください。

監査調査報告

<改善済み>

平成 30(2018)年 4 月に伊丹市随意契約ガイドラインが改正され、委託契約の主要な部分に該当するか否かの考慮要素が示され、一括再委託に該当しないケースが例示されていることを確認しました。

(2) 再委託承諾の手続について

前回指摘

再委託を行っているとは回答された委託業務 84 件のうち 2 件は業務の内容から再委託に該当しないと判断しました。それ以外の 82 件のうち、再委託申請が行われていないものが 14 件、口頭によって申請を受けているものが 11 件ありました。

これらの合計 25 件のうち、11 件は下記理由のいずれかに該当するため、申請という形式をとっていなくても、再委託の状況を把握できており、書面による再委託申請がなされたのと同様の状況となっていると判断しました。

- ① 契約時点で再委託の体制を確認・了承している。
- ② 市が事務局を担う実行委員会等が受託者であり、実態を容易に把握できる。

残り 14 件のうち、4 件については、再委託の状況を把握できておらず、再委託の承諾手続が十分と言えないことが判明しました。

随契ガイドラインによれば、業務の一部を再委託する必要性が生じた場合は、再委託を行う必要性や業務の範囲、金額及び再委託を行う相手方の名称・住所を受託者より書面

にて提出させ、担当課で妥当性を審査する等適切な措置を取ることが必要とされています。

再委託申請が行われなければ、全部または主要な部分の一括再委託ではないことを確認することができません。また、受託者が業務の全体を指揮、監督、検査する体制となっているか、再委託先が業務を遂行するために必要な資格や能力を備えているか等については、口頭ではなく書面によって確認しなければなりません。

よって、4件の契約については、随契ガイドラインに基づき、書面による再委託申請を受けて審査を行うか、契約締結時に仕様書等で施行体制を確認する必要があります。

その他の10件については、社会福祉協議会等関係団体への委託であり、担当課が業務内容を詳しく把握していました。

さらに、同種の再委託で申請・承諾を行っているものと行っていないものがあるなど、申請・承諾が必要な再委託についての理解が統一されていませんでした。

委託契約に関する事務を行う上で、①受託者が実行委員会や関係団体等で実態を把握できている場合、②仕様書で業務履行体制が明らかな場合、③外注（再委託）することが前提の委託業務など、再委託申請の要否がわかりにくいケースが多く存在しています。

契約・検査課においては、チェックリスト等を活用して再委託状況を把握・審査する方策を検討するとともに、申請が必要な再委託の範囲や必要な書類を明らかにし、委託契約に関する事務の適切な執行を図ってください。

監査調査報告

<改善済み>

平成30(2018)年4月に改正された伊丹市随意契約ガイドラインにおいて、再委託に関する判断要素が示され、再委託承諾を含む適切な履行確認を求める旨の記載が追加されていることを確認しました。